

# 高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金(令和5年4月1日施行) ～中山間地域の空き店舗等へ出店される方を支援します！！～

## 補助目的

中山間地域の空き店舗等を活用して出店する事業者を市町村と連携して支援することで、地域に不可欠な店舗の存続を図り、地域住民の生活環境の維持・向上につなげます。

## 補助事業者

市町村等

## 補助対象者(事業実施主体)

中山間地域(※1)のうち、商店街等以外の地域において、空き店舗等(※2)を活用して出店する、個人・法人等で下記の要件を満たす方

- ①出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの
- ②店舗所有者と事業実施主体とが、同居の親族、出資額50%を超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの
- ③国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない方
- ④許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得している方
- ⑤出店計画について、事業計画書、簡易資金繰り予定表等の内容をもとに県の中小企業診断士が実施する経営指導を受け入れる方
- ⑥出店計画策定及び出店後において、商工会・商工会議所等の経営サポートを受ける方

※1 中山間地域:過疎地域持続的発展支援特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定範囲をいう

※2 地域に活用できる店舗がない場合は、空き家も対象とする

## 対象事業

中山間地域の空き店舗等を活用して、市町村長が地域に不可欠と認める小売業、飲食業又はサービス業を行う事業で、地域の商業機能の維持・発展に資する事業

## ★ 補助の対象となる経費・補助率・補助の限度額は？

補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率/補助額	補助の対象業種
市町村等	出店者、 商工団体等	<b>【店舗改装費】</b> (ア) ・内外装整備は <b>必要最小限度</b> のもの ・店舗構造の変更、華美な装飾等は <b>対象外</b> (建築確認が必要となる大規模修繕費、建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は <b>対象外</b> ) (イ) ・事業に必要な設備・備品購入費 (ウ) ・家賃は最大6ヶ月分とし、交付決定後の翌月からとし、当該年度期間内とする。ただし、家賃前払い分は対象経費に含む	(補助率) 補助対象経費の 1/4以内 (補助限度額) 120万円 ※市町村等の要綱で定められた補助率が1/2以上(県補助分を含む。)であり、かつ市町村等の負担額が県補助額と同額以上であることを条件といたします。	出店者が中山間地域のうち、商店街等以外の地域で空き店舗、空き家を活用して行う小売業、飲食業又はサービス業であって「 <u>昼間に営業</u> 」を行うもの ※ただし、出店者が行う事業が飲食業である場合は、 <u>活用する空き店舗が元々周辺住民を主要客とする地域に密着した飲食店であった場合に限り</u> ます。

※商店街等での空き店舗を活用して出店される方に対する支援策もありますので、詳細は裏面問い合わせ先までご連絡ください。

裏面もチェック！

## △ 注意事項

- 本事業は、中山間地域の空き店舗等を活用して市町村長が地域に不可欠と認める小売業、飲食業（※）又はサービス業を行う事業で、地域の商業機能の維持・発展に資する事業が対象となります。  
※ただし、出店者が行う事業が飲食業である場合は、活用する空き店舗が元々周辺住民を主要客とする地域に密着した飲食店であった場合に限りです。
- 空き店舗については、中山間地域において、商店街等以外の地域に位置し、使用されなくなって3ヶ月以上経過したものが対象となります。  
対象エリアについては、市町村及び県経営支援課にお問い合わせください。
- 昼間に営業することを必須とし、12時から13時までを含む、10時から16時までの間の3時間以上の営業時間を必要とする。
- 補助対象となる事業は、市町村からの交付決定通知があるまでは着手しないでください。  
市町村の交付決定を待たずに工事等に着手した場合は、補助対象外となります。
- 当事業は市町村を通じた間接補助のため、市町村の予算措置が必要になります。
- 消費税及び地方消費税は補助対象外です。

## 補助率

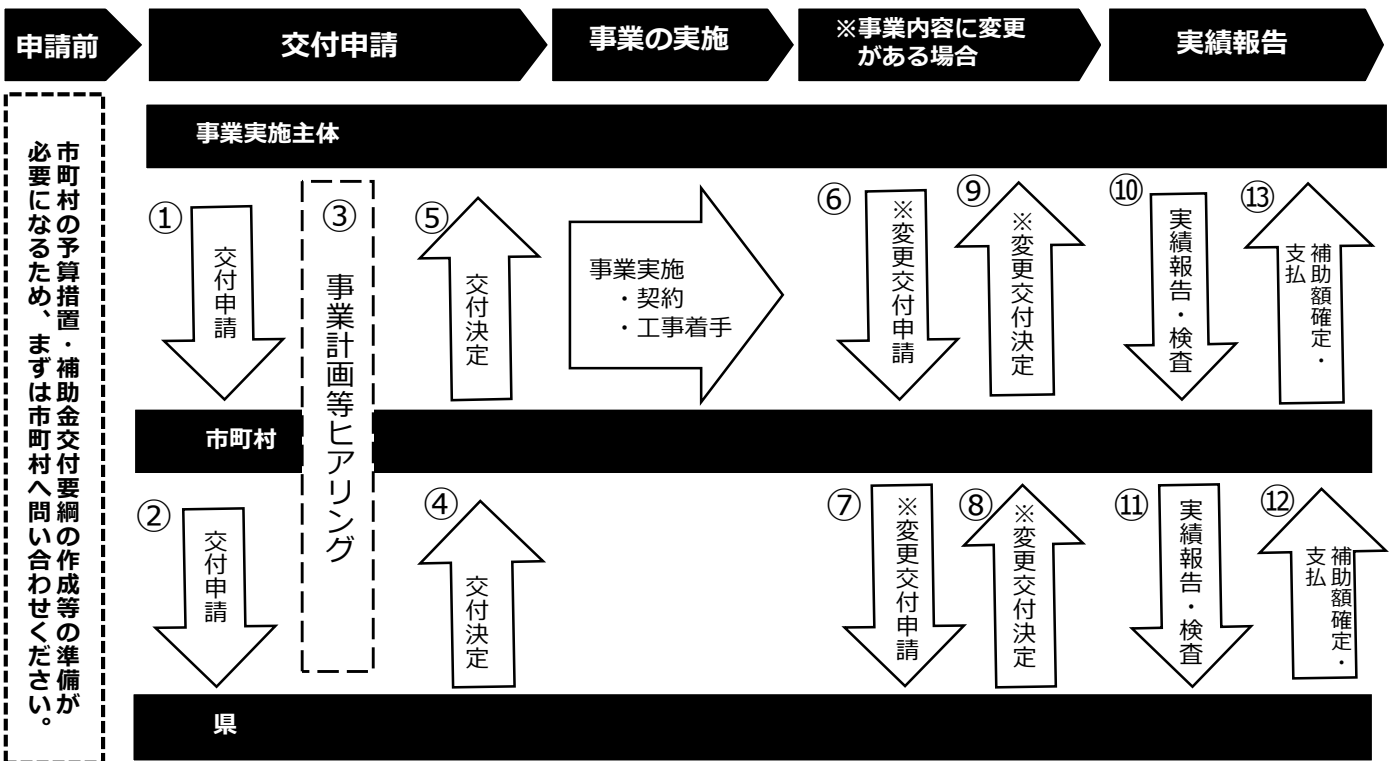
- ・補助率：補助対象経費の1/4 ※市町村負担額：1/4以上
- ・補助限度額：120万円

※補助率について（補助対象経費480万円の場合）

県 1/4 120万円	市町村 1/4 120万円	自己負担 1/2 240万円
----------------	------------------	-------------------

## 申請スケジュール〈例〉

※申請から交付決定まで1ヶ月程度の期間を要しますので、早めにご相談ください。



## 問い合わせ

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県商工労働部経営支援課 商業流通担当

TEL:088-823-9679 FAX:088-823-9138

E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp



高知家の商店街